

26年度の国民健康保険税の税率等を決定しました

平成26年度の国民健康保険税の税率等が決められました。(表1参照) なお、税率については変更ありませんが、課税限度額や軽減対象について変更がありますので、ご注意ください。

◆課税限度額の引き上げについて
後期高齢者支援金等分を16万円(現行14万円)に、介護分を14万円(現行12万円)に改正となりました。

◆所得の低い人に対する保険料軽減の対象世帯を拡大
前年中(平成25年1月～12月)の合計所得金額が国の定める基準額を下回る世帯について、均等割額と平等割額の一部が軽減されます。
平成26年度からは5割及び2割の軽減対象が拡大されます。(表2参照)

◆年金からの天引きで納付する世帯
申請することで年金からの天引きを口座振替による納付へ変更することができます。

【表1】平成26年度の税率等

	医療分(0～74歳)	後期高齢者支援金等分(0～74歳)	介護分(40～64歳)
所得割 【課税所得金額×税率】	7.7%	2.0%	1.7%
資産割 【固定資産税額×税率】	18.0%	6.0%	3.0%
均等割【1人あたり】	2万6,500円	7,400円	8,000円
平等割【1世帯あたり】	2万4,600円	6,600円	4,100円
課税限度額	51万円(51万円)	16万円(14万円)	14万円(12万円)

【表2】平成26年度からの軽減措置の拡大

2割軽減の拡大	
改正前	33万円+35万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+45万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)
5割軽減の拡大	
改正前	33万円+24.5万円×(世帯主を除く被保険者数+世帯主を除く特定同一世帯所属者数*)
改正後	33万円+24.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数*)

*特定同一世帯所属者...
後期高齢者医療制度の対象者のうち、後期高齢者医療制度に移行するまで国民健康保険の被保険者であり、かつ、その時の世帯主とそれ以後も同一世帯に属する人

間 税務課 ☎ 43・5022

後期高齢者医療制度のご案内

①保険料額決定通知書を7月中旬頃に送付します

②保険料の計算方法

①均等割額 4万7,603円
+
②所得割額 (平成25年1月～12月の総所得金額等(※)-33万円)×9.7%
= 平成26年度保険料額 (最高限度額 57万円)

法変更申出書を提出している人が対象です。

③所得の低い人の軽減均等割額(左表)

同一世帯内の25年中の総所得金額等が一定額以下の人		軽減割合 (軽減後の年額)
総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	基礎控除額33万円 被保険者全員の各所得(年金所得は、控除額を80万円として計算)が0円	9割 (4,760円)
	上記以外	8.5割(注1) (7,140円)
基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者数		5割 (23,801円)
基礎控除額33万円+45万円×被保険者数		2割 (38,082円)

◆所得割額について
所得割額算定にかかる所得が58万円(年金収入のみ)の場合は21.1万円以下の人所得割額が5割軽減されます。

◆口座振替・納付書(普通徴収)
7月～翌年3月まで毎月納付いただきます。年金受給額が年額18万円未満の人、後期高齢者医療制度の保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の1/2を超える人、今年度中に75歳になる人、保険料納付方

④被扶養者だった人の軽減
制度に加入する前日に被用者保険(全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合、共済組合など)の被扶養者だった人は、所得割はかからず、均等割額が本来5割軽減ですが特例措置により9割軽減されます。なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入されていた人は対象になりません。

⑤保険料の減免
受けられる場合
災害で大きな損害を受けたとき、所得の著しい減少があったとき、他の被保険者や世帯主が死亡したことなどにより世帯の所得が軽減判定基準以下となる場合など、一定期間給付の制限を受けたときで保険料を納めることが困難な人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

②新しい被保険者証を7月下旬に送付します

①被保険者証について
被保険者証の更新時期は毎年8月1日です。7月下旬頃に新しい被保険者証を送付します。8月1日からは新しい被保険者

③納付相談について
保険料を滞納している人には、短期被保険者証が交付される場合があります。未納のある人は速やかに納付するか、収税課☎43・5034で納付相談を行ってください。

②限度額適用・標準負担額減額認定証について
世帯員全員が住民税非課税の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、医療機関ごとに1か月に支払う自己負担額が、区分に応じた限度額までとなり、入院時の食事代も減額されます。(柔道整復、鍼灸、あんまマッサージの施術などは除く)
現在、減額認定証をお持ちで8月以降も引き続き対象となる人には、7月下旬頃に新しい減額認定証を被保険者証と一緒に送付します。世帯員全員が住民税非課税の人で減額認定証の申請をしていない場合は総合窓口センターに申請してください。

しろあり・害虫駆除の専門店 Alice 広告
ホームドクターアリス
しろあり・羽アリ ヤマトシロアリ・イエシロアリ いや～な虫の駆除と予防
地元の業者にお任せを! 気軽にご連絡ください。相談受付中
調査・見積 無料!
南あわじ市北阿万筒井76-1
☎55-0800

2つの給付金の振り込み詐欺や個人情報の詐取にご注意ください!

- ◆市や厚生労働省などがATM(銀行・コンビニなどの現金自動預払機)の操作をお願いすることは、絶対にありません!
- ◆ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません!
- ◆市や厚生労働省などが、給付金を支給するために、手数料の振込みを求めること等は絶対にありません!

ご自宅や職場に市役所、厚生労働省職員などをかたった電話や郵便があったときは、迷わず市役所や警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。
☎福祉課専用ダイヤル☎44-3029 直通☎44-3002
☎厚生労働省 専用ダイヤル☎0570-037-192
ホームページ→「2つの給付金」で検索ください。

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 (2つの給付金)の申請について

- ◎南あわじ市の申請受付
- ◆期間 7月1日(火)～10月1日(水) (ただし、7月13日(日)と20日(日)以外の土・日・祝日を除く)
- ◆時間 午前9時～午後5時
- ◆場所 各総合窓口センター、出張所、連絡所、支所
- ※各総合窓口センターのみ7月と8月の木曜日は午後7時まで受付しています。
- ※7月13日(日)と20日(日)は三原総合窓口センターのみで受付を実施。
- ◆申請受付は混み合うことが予測されます。広報6月号(2～3頁)でお知らせしました地区別申請受付計画へのご協力をお願いします。